

# ITビジネスにおける英文契約書作成の実務と交渉戦略上の留意点

～MFN条項や非係争条項の有効性など、日本、EU、米国で生じた紛争事例や取締役事例を踏まえ、ISP・ベンダ及びユーザー・カスタマーのそれぞれの視点から戦略的ドラフティングのポイントについてモデル条項を示しつつ解説～

うえまつたかふみ

講師 **植松貴史** 氏

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

弁護士 カリフォルニア州弁護士 米国公認会計士

日時 平成30年5月31日(木) 午後2時00分～午後5時00分

モノとインターネットの融合(IoT)や人工知能(AI)に関連するビジネスがグローバルレベルで急速に発達し、IoTやAIが国家の成長戦略の柱として遂行されているなど、ITは企業がビジネスを行っていく上で必要不可欠のツールとなっております。

一部のインターネットサービスプロバイダ(ISP)が市場で強大な力を持つことにより、一見すると不公平に読める契約規定も増えております。実際に、一定の国における裁判所や取締機関の判断で、最恵国待遇条項(Most Favored Nations Clause (MFN条項)) (最安値要請条項)が禁止され、また、米国では、非係争条項(Non-Assertion Patents Clause (NAP条項))の有効性についての訴訟が係属しているなど、ISPを当事者とする契約条項の有効性について様々な問題が生じております。当事者にとって有効だと考えていた規定であっても、裁判で無効とされてしまうことがあり、このような規定は、当事者の予測可能性を減殺させるものであるため、予め規定しないようにすることが必要です。

また、近年効率的なデータ管理等の見地から様々な場面で用いられているクラウドサービスにおいては、ベンダに委託されているデータの取扱いについて留意する必要性があり、契約書上、ベンダによるデータ管理がどのように行われているか対応することが不可欠となります。かかる対応を怠ると、予想外にデータが政府や第三者に開示されてしまったり、また、データ漏洩の際に莫大な責任を負担しなければならないこととなります。

本セミナーでは、我が国のみならず、米国やEUで生じている紛争事例や取締役事例などをご紹介するとともに、かかる事例を踏まえ、ITビジネスに纏わる英文契約書上の留意事項やドラフティング戦略について、ISP/ベンダ及びユーザー/カスタマーのそれぞれの視点から解説します。

## 1. 総論：ITビジネス関連の英文契約書において必要に規定されるべき事項

(1) ITビジネス関連の契約書において特に留意すべき条項とその特徴

- ・契約対象の内容・提供方法・仕様等に係る条項(Specifications, Delivery, Acceptance, SOW, etc.)
- ・責任制限条項/免責条項(Limitation of Liability)
- ・知的財産権の帰属に関する条項(Ownership of Intellectual Property)
- ・保証条項(提供されるシステムやデータの安全性、正確性、権利の帰属など)(Warranty)
- ・補償条項(Indemnification)など

(2) ITビジネス英文契約における一般条項

- a. 秘密保持条項(Confidentiality)      b. 裁判管轄、仲裁条項(Jurisdiction, Arbitration)
- c. 準拠法(Governing Law)              d. 言語(Language)等、各 Miscellaneous Clause の意義と必要性

## 2. 各論：各種契約形態や条項に関連する実例とドラフティング実務

(1) グループ企業における当事者の選択と下請法の問題

(2) MFN条項の問題点と許容される可能性がある場合やワーディング

(3) NAP条項の問題点

(4) 一方に有利な管轄条項の有効性

(5) 一方に有利な準拠法に対する対抗策

(6) 表見責任抑制条項の問題点

(7) データのポータビリティ(個人情報、非個人情報、ビッグデータなどの新たなISP・ベンダへの移転)に係る条項の問題点

(8) データセキュリティに関連する条項(監査証明要求条項等)の要否

(9) 米国における弁護士秘匿特権(attorney-client privilege)等への配慮

(10) 契約上、ビッグデータのやり取りが生じた場合において特に留意すべき事項

(11) 流通ルートや販売地域といった地理的要素を根拠に、販売条件に差異を設ける場合(e.g., ジョブロックンなど)の留意点

(12) 継続的契約における留意事項

(13) 卸売モデル(Wholesale Model)と代理モデル(Agency Model)との法的差異

(14) 請負契約と準委任契約の法的差異

(15) システム開発契約、クラウドサービス契約、ライセンス契約等、各契約形態における留意点 ～質疑応答

### 【講師紹介】

外資系コンサルティングファームや海外ローファームでの執務経験を有し、主に国内外の企業間紛争、情報セキュリティ、クラウドコンピューティングといったIT分野、リスクマネジメント、事業再生、M&A、ストラクチャードファイナンスに関連する業務に従事。ITビジネス関連の英文契約に関するアドバイスの経験多数。

※ 録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**  
■後援 **金融財務研究会**  
<http://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>  
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>  
Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年5月31日(木)  
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,300円  
(消費税、参考資料を含む)  
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281  
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

ITビジネスにおける英文契約書作成の実務と  
交渉戦略上の留意点

5/31

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL	
		FAX	
		E-Mail	
	所在地	〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
書類送付先	ご担当者	部課名	
*セミナーコード 1007 (Law-301007)	(同上の場合記入不要)	TEL	FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。